

議案第 36 号

三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福岡 誠志

三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

三次市道路占用料徴収条例（平成 16 年三次市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	430 円
	第 2 種電柱		670 円
	第 3 種電柱		900 円
	第 1 種電話柱		390 円
	第 2 種電話柱		620 円
	第 3 種電話柱		850 円
	その他の柱類		39 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	2 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	380 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	230 円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	780円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			330円	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	590円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	780円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	16円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			23円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			35円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			47円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			70円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			93円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230円	
	外径が1メートル以上のもの			470円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	2円
					8円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	620円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	390円
			地下に設けるもの		230円
	その他のもの			780円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	780円	
法第32条第1項第5号に	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	

掲げる施設		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額
		上空に設ける通路		290円
		地下に設ける通路		180円
		その他のもの		780円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590円
	標識		1本につき1年	620円
第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1月	59円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590円
		その他のもの		290円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780円
令第7条第3号に掲げる工作物				Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				78円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの		Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて得た額

) に設けるもの	階数が3以上のもの	Aに0.007 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015 を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015 を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031 を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三次市道路占用料徴収条例の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の三次市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。